

佐賀県告示第百八十六号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十三年六月十日

佐賀県知事 古川 康

新武雄病院	名称	所在地	開設者	撤回年月日
武雄市武雄町大字富岡 一〇八三番地			社団法人巨樹の会	平成二十三年五月三十一日